（森林保険法の一部改正）

第十七条　森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に改める。

第五条、第六条第一項及び第三項、第七条から第九条まで、第十二条、第十六条並びに第十九条中「研究所」を「機構」に改める。

附則を次のように改める。

この法律の施行期日は、勅令で定める。

（船員保険法の一部改正）

第十八条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）

（森林病害虫等防除法及び地方交付税法の一部改正）

第十九条　次に掲げる法律の規定中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改める。

一　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の七

二　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十二条第三項の表第三十三号（自衛隊法の一部改正）

第二十条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の十第一項中「手続に従い」を「ところにより」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条の三中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

別表第二国立研究開発法人森林総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の一部改正）

第二十二条　次に掲げる法律の規定中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

一　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十六条第三項

二　林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三十一条第一項

三　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十四条第三項

四　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）別表第一第二十七号

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法及び森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「第五条第二項第四号の三」を「第五条第二項第六号」に改める。

一　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第二項

二　森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）第六条第一項（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十四条　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第二条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附則第五条中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

（独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「引き続いて森林総合研究所」を「引き続いて独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第百五十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（以下この項において「旧森林総合研究所」という。）に、「引き続き森林総合研究所」を「引き続き旧森林総合研究所（森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第二条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。以下この項において同じ。）」に、「及び森林総合研究所」を「及び旧森林総合研究所」に改め、同項ただし書中「森林総合研究所」を「旧森林総合研究所」に改める。

（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第二十六条　独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「（国立研究開発法人森林総合研究所」の下に「若しくは国立研究開発法人森林研究・整備機構」を加える。

附則第七条の見出し中「緑資源債券等」を「緑資源債券」に改め、同条中「及び旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、国立研究開発法人森林総合研究所法」を「は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に改め、「まで」の下に「及び第七項並びに第二十条」を加え、「同条第一項」を「同法第十八条第一項」に、「森林総合研究所債券」を「森林研究・整備機構債券」に改める。

（森林国営保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条　森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附則第五条第三項中「引き続き研究所」の下に「（森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第二条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第九条中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附則第十条中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改める。